亀山市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに 公布する。

令和元年11月25日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第25号

亀山市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

亀山市知的障害者福祉法施行細則 (平成17年亀山市規則第65号) の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第2項中「法第15条の4」を「法第15条の 4第1項」に改める。

第6条第1項中「法第27条」を「法第27条第1項」に改める。 別表第1を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

;	税額等による階層区分	上限月	負担基準額								
		額	居宅介	重度訪	短期入	グルー					
			護同行	問介護	所 1 日	プホー					
			援護行	3 0 分	当たり	ム 1 月					
			動援護	当たり		当たり					
			3 0 分								
			当たり								
A	生活保護法(昭和25	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円					
	年法律第144号)第										
	6条第1項に規定する										
	被保護者及び中国残留										
	邦人等の円滑な帰国の										
	促進並びに永住帰国し										
	た中国残留邦人等及び										
	特定配偶者の自立の支										
	援に関する法律(平成										
	6年法律第30号)に										
	よる支援給付受給者										
	(以下「被保護者等」										

	という。)					
В		分の市町村民	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
	税が非課	税の者(A階					
	層に属す	る者を除く。)					
С	A階層を	除き当該年度	1,100	50円	50円	100円	1,100
	分の市町	村民税の課税	円				円
	世帯であ	って、その市					
		の額が均等割					
		みの世帯(所					
		のない世帯)	1 200	100 11	1 0 0 FF	000 ===	1 000
D		円以上12,000		100円	100円	200円	1,600
1	† 	月以下 2、001円以上	円	1 F O III	1 5 0 111	200 🖽	円
D		2,001円以上		150円	150円	300円	2,200
2 D	1	0,000円以下 0,001円以上	3,300	200円	200円	400 III	3,300
3		0,000円以下	円 円	200	200	400	3,300
D	L	0,001円以上	4,600	250円	250円	600円	
$\begin{vmatrix} 1 \\ 4 \end{vmatrix}$		6,000円以下	円	20011	20011		円
D	+ ⊢	6,001円以上	7,200	300円	300円	1,000	
5	- r.	89,000円以	円	, ,	, .) 用	円
	町村民口	₹					
D	税所得 1	89,001円以	10,300	400円	400円	1,400	10,300
6	I I	三277,000円	円			円	円
	の区分し	人下 ニーニー					
D		77,001円以	13,500	500円	500円	1,800	13,500
7		三348,000円	円			円	円
	該当すり						
D			17,100	600円	600円		·
8		三465,000円	円			円	円
D	-	人下 65 001 円 D	21 200	9 0 0 III	9 0 0 III	2 200	21 200
D 9	l .	65,001 円以 594,000円	円 円	000円	800円	四 円	四
		_554,000円 人下	1 1			1 1	1 1
D	†	94,001 円以	25,700	1,000	1,000	3,400	25,700
1	l .	三716,000円	円	円	円) 用	円
О		人下					
D	7	16,001 円以	30,600	1,200	1,200	4,100	30,600
1	1	三864,000円	円	円	円	円	円
1		人下					

D	864,001	円以	35.	900	1.	4 (0 (1.	4 () ()	4.	8	0 0	3 5	. 9	0.0
1	上1,056,		,	円	,		円	-,		円	-,		円		, -	円
2	円以下															
D	1,056,00	1円	41,	600	1,	6 0	0 (1,	6 (0 (5,	5	0 0	41	, 6	0.0
1	以上1,238	, 000		円			円			円			円			円
3	円以下															
D	1,238,00	1円	47,	800	1,	9 0	0 (1,	9 (0 (6,	4	0 0	47	, 8	0 0
1	以上1,439	, 000		円			円			円			円			円
4	円以下															
D	1,439,00	1円	介意	蒦 給	介	護絹	洽	介	護絹	洽	介:	護	給	介	護	給
1	以上		付費	事等	付	費等	等	付	費	等	付	費	等	付	費	等
5			基图	售額	基	準名	預	基	準名	預	基	準	額	基	準	頷

備考

- 1 知的障害者及びその扶養義務者(知的障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子(知的障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子)のうち、市町村民税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。)が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする(行動援護については、所要時間が7時間30分以上の場合は、当該額を16倍した額を同日分の負担すべき額とする。)。ただし、知的障害者にあっては、介護給付費等基準額を上限とし、扶養義務者にあっては、介護給付費等基準額から知的障害者本人が負担する額を控除した額を上限とする。
- 2 1の規定にかかわらず、知的障害者及びその扶養義務者の 1月当たりの負担額は、それぞれ、税額等による階層区分に 応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、同法第32

- 3条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによる ほか、次に定めるとおりとする。
- (1)地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第 5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の 2第5項の規定は適用しないものとする。
- (2) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (3) 当該扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。 以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者と みなして、所得割の額を算定するものとする。
- (4)地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明

らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

- ア 同法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。
- イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2 第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者で あるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3 第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとす る。
- 5 この表において、「介護給付費等基準額」とは、障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ く指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに 要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省 告示第523号)により算定した額(食事提供体制加算を除 く。)をいう。

別表第3備考4各号列記以外の部分中「所得税法」の次に「(昭和40年法律第33号)」を、「租税特別措置法」の次に「(昭和32年法律第26号)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。